

介護保険料賦課の誤りの対応について

介護保険料において、19名の被保険者の保険料が誤った内容で賦課された事案の対応について報告する。

1 事故の概要

平成29年7月6日付で被保険者に通知した介護保険料のうち、被保険者19名の保険料について、所得段階が正しく判定されていないことが判明した。そのうち9名については、前年度以前の保険料についても誤った賦課となっていたため、還付が生じた。

| | |
|-------------|-----------|
| 全体の影響額 | 485,000 円 |
| (内訳) 年度内調整額 | 291,000 円 |
| 還付額 | 194,000 円 |

2 事故発生の原因

本区の介護保険システムは、日本人と外国人を分けて管理する仕組みとなっているが、平成24年度の住基法改正の際のシステム改修において対応できていない部分があったため、介護保険料賦課に必要な住民税情報のうち一部が反映されず、誤った保険料段階が適用されるようになっていた。

3 該当する方への対応

該当の被保険者には、謝罪文を送付し、平成29年度8月分以降の保険料額を調整することで対応した。平成28年度以前の還付金については、順次還付を行う。

4 再発防止策

今回の原因となったプログラム仕様の特定ができており、必要なシステム改修を行う。

5 今後のスケジュール

9月22日(金) 議会報告